

品川区立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

平成30年11月5日

教育次長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、品川区内の企業・店舗等が、社会貢献活動の一環として品川区立図書館（以下「図書館」という。）に雑誌を提供する制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、地域に根ざした図書館運営を図るため、民間事業者等（品川区内に事業所、店舗等を有する法人その他の団体（国、地方公共団体その他の公共団体を除く。）または個人事業主をいう。以下「事業者等」という。）に対し、図書館に配架する雑誌を広告媒体として提供し、事業者等の活動を促進するとともに、区民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌スポンサー制度とは、当該制度の趣旨に賛同する事業者等（以下「雑誌スポンサー」という。）が、雑誌の購入費用を負担し、図書館に対して提供した雑誌（以下「提供雑誌」という。）を図書館の所蔵する雑誌として配架し、図書館の利用者の閲覧に供する事業をいう。

2 雑誌スポンサーは、提供雑誌の最新号の雑誌カバー（以下「カバー」という。）の表面に雑誌スポンサーの名称を表示し、カバーの裏面に広告を掲載することができる。

(雑誌スポンサーの基準)

第4条 品川区立図書館広告掲載基準（平成30年品川区教育委員会要綱第12号）第4条第8号から第11号までに規定する業種または事業者のほか、次の各号のいずれかに該当する事業者等は、雑誌スポンサーとなることができない。

- (1) 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
- (2) 各種法令に違反している事業者
- (3) 消費者金融または事業者金融を業としている事業者
- (4) 占いまたは運勢判断に関する行為を業としている事業者

- (5) 利殖勧誘事犯にあたる利殖商法を行う事業者
- (6) 租税その他の公課を滞納している事業者
- (7) 広告に係る事業に関し行政機関の指導を受け、当該行政指導に従い改善をしない事業者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育次長（以下「次長」という。）が不相当と認める事業者

（雑誌スポンサーの募集等）

第5条 雑誌スポンサーの募集は、公募により行うものとする。

- 2 前項の公募は、随時行うこととし、公募期間は毎年度の初日から末日までとする。
- 3 雑誌スポンサーになることを申請する者（以下「申請者」という。）は、品川区立図書館雑誌スポンサー申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて次長に申請するものとする。
 - (1) 会社概要等（業種、業務および活動内容等が分かるもの）
 - (2) 掲載を希望する広告の案

（雑誌スポンサーの承認）

第6条 教育委員会事務局教育次長（以下「次長」という。）は、前条第3項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたものについては品川区立図書館雑誌スポンサー通知書（様式第2号）により、不相当と認めたものについては品川区立図書館雑誌スポンサー不承認通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知する。

- 2 前項に規定する雑誌スポンサーの承認は、申請の順序による。ただし、同時に申請があった場合は抽選で申請の順序を決定するものとする。
- 3 第1項の規定により雑誌スポンサーの承認を受けた者は、次長と品川区立図書館雑誌スポンサー制度覚書（第3号様式）を締結するものとする。
- 4 雑誌スポンサーの期間は、辞退の申し出を行わない限り次年度も継続するものとする。

（提供雑誌の選定）

第7条 雑誌スポンサーは、次長が別に定める雑誌一覧の中から提供雑誌を選定するものとする。

- 2 提供雑誌は、雑誌スポンサー1者あたり10冊までとする
- 3 提供雑誌は、雑誌スポンサーが購入し、図書館に納入するものとする。
- 4 提供雑誌の所有権は、品川区に帰属する。

- 5 提供雑誌が休刊または廃刊した場合は、図書館と雑誌スポンサーとが協議の上、購入する雑誌を当該提供雑誌以外の雑誌に振り替えるものとする。

(広告の基準)

第8条 品川区立図書館広告掲載基準第4条各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

(広告の掲載等)

第9条 次長は、雑誌スポンサーの名称を提供雑誌の表面に表示するとともに、図書館ホームページに掲載する。ただし、雑誌スポンサーが希望するときは、匿名とすることができる。

- 2 次長は、表面の雑誌スポンサーの名称の表示を作成する。この場合において、当該表示の大きさは表紙の1/6を越えない大きさとし、縦5センチメートル、横15センチメートル以内とする。
- 3 次長は、雑誌スポンサーが作成し提出した広告を、提供雑誌の裏面に差し込み掲載する。この場合において、当該広告の大きさは、A4版以内とする。
- 4 次長は、前3項の規定により雑誌スポンサーの名称を表示し、広告を掲載した提供雑誌を図書館に配架する。
- 5 広告は、次長と雑誌スポンサーとが協議の上、雑誌広告掲載期間中4回まで変更することができる。

(雑誌スポンサーの責務)

第10条 雑誌スポンサーは、掲載された広告に関する一切の責任を負う。

- 2 雑誌スポンサーは、広告掲載までに広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、所要の処置を講じるものとする。
- 3 雑誌スポンサーは、広告について第三者から苦情、被害等の申し立てがなされたときは、その責任および負担により解決するとともに、広告に起因して品川区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(変更の申請等)

第11条 雑誌スポンサーは、第6条の規定により申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに品川区立図書館雑誌スポンサー広告内容変更申請書（第4号様式。以下「変更申請書」という。）を次長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 次長は、変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認

めたときは品川区立図書館雑誌スポンサー広告内容変更承認通知書（第5号様式）により、不相当と認められたときは品川区立図書館雑誌スポンサー広告内容変更不承認通知書（第5号様式）により、速やかに雑誌スポンサーに通知する。

（承認の取消し等）

第12条 次長は、雑誌スポンサーが次のいずれかに該当するときは、雑誌広告掲載の承認を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、雑誌スポンサーの承認を得たと認めるとき。

(2) 品川区立図書館広告掲載基準、本要領および承認条件を遵守せず、次長が改善を求めたにもかかわらず改善が認められないとき。

(3) 提供雑誌の購入代金を雑誌購入書店の指定期日までに納入しないとき。

2 次長は、前項の規定により雑誌広告掲載の承認を取り消したときは、品川区立図書館雑誌スポンサー承認取消通知(第6号様式)により、雑誌スポンサーに通知する。

3 次長は、提供雑誌に掲載した雑誌スポンサーの広告の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告につき、内容の修正を命じる。

(1) 瑕疵、虚偽、誤記等があるとき。

(2) 第三者の権利を侵害しているとき。

(3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していないとき。

(4) その他次長が修正を必要と認めるとき。

4 次長は、雑誌スポンサーが前項の規定により内容の修正を命じ、または協議してもなお応じない場合は、雑誌広告掲載の承認を取り消すことができる。

5 前項の規定により承認の取消しをする場合は、第2項の規定を準用する。

（委任）

第13条 この要領に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度に関し必要な事項は、品川図書館長が別に定める。

2 定例的な事務処理に関する事項は品川図書館長が定める。

付 則

この要領は、平成30年11月5日から適用する。